

団体名	ページ
北海道ブロック	
一般社団法人 ジャスミン権利擁護センター	4
社会福祉法人 京極町社会福祉協議会（京極町サポートセンター）	5
社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会	6
社会福祉法人 津別町社会福祉協議会	7
社会福祉法人 江差町社会福祉協議会	8
東北ブロック	
特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか	9
一般社団法人 権利擁護あおい森ねっと	10
特定非営利活動法人 カシオペア権利擁護支援センター	11
関東ブロック	
特定非営利活動法人 PACガーディアンズ	12
一般社団法人 東総権利擁護ネットワーク	13
特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ	14
特定非営利活動法人 コミュニティケア街ねっと	15
一般社団法人 川崎市障がい者相談支援専門員協会	16
社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会	17
特定非営利活動法人 サマリア	18
成年後見横浜やまびこ	19
特定非営利活動法人 ほっとポット	20
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 東京都育成会権利擁護支援センター	21
一般社団法人 認知症予防&サポート研究所アंकル	22
一般社団法人 権利擁護プロジェクトともす	23
中部・東海ブロック	
特定非営利活動法人 東濃成年後見センター	24
社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会（伊賀地域福祉後見サポートセンター）	25
特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター	26
特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター	27
特定非営利活動法人 浜松成年後見センター	28
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会	29
社会福祉法人 新城市社会福祉協議会（新城市成年後見支援センター）	30
特定非営利活動法人 東三河後見センター	31
特定非営利活動法人 尾張北部権利擁護支援センター	32
社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会（豊田市成年後見センター）	33
特定非営利活動法人 ぷらっとほーむ	34
特定非営利活動法人 海部南部権利擁護センター	35
社会福祉法人 百千鳥福祉会	36

北信越ブロック	
社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会	37
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	38
社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会	39
アドボネットながの	40
社会福祉法人 松本市社会福祉協議会（成年後見支援センターかけはし）	41
特定非営利活動法人 北信ふくしMねっと	42
特定非営利活動法人 福井県手をつなぐ育成会	43
近畿ブロック	
特定非営利活動法人 あさがお	44
特定非営利活動法人 Nネット	45
特定非営利活動法人 PASネット	46
特定非営利活動法人 NPOかなびの丘	47
高島市社会福祉協議会（高島市成年後見サポートセンター）	48
特定非営利活動法人 山城権利擁護ネットワーク	49
特定非営利活動法人 成年後見センターもだま	50
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会（堺市権利擁護サポートセンター）	51
特定非営利活動法人 ばんじー	52
社会福祉法人 川西市社会福祉協議会（川西市成年後見支援センターかけはし）	53
特定非営利活動法人 成年後見・こうべかぞくねっと きずな	54
合同会社 ソルジス	55
社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団	56
特定非営利活動法人 権利擁護支援センター ななつぼし	57
一般社団法人 かがやき	58
社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会	59
一般社団法人 ソーシャルBASE	60
中国・四国ブロック	
特定非営利活動法人 岡山高齢者・障害者支援ネットワーク	61
一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき	62
一般社団法人 とっとり東部権利擁護支援センター	63
社会福祉法人 大田市社会福祉協議会	64
特定非営利活動法人 岡山未成年後見支援センターえがお	65
特定非営利活動法人 おかやま入居支援センター	66
特定非営利活動法人 おかやま成年後見サポートセンター	67
社会福祉法人 高知市社会福祉協議会（高知市成年後見サポートセンター）	68
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	69
社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	70
一般社団法人 後見センター・小豆島スタイル	71
一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会	72

社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	73
社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会	74
一般社団法人 あんしん後見せいぶ	75
社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会	76
一般社団法人 松江後見センター	77
九州・沖縄ブロック	
社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会	78
特定非営利活動法人 障がい者後見・支援センター「あんしん家族」	79
社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会	80
一般社団法人 権利擁護センターみらい	81
一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会	82
一般社団法人 権利擁護支援センターこうけん延岡	83
特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター バトン	84
特定非営利活動法人 つながる鹿児島	85
社会福祉法人 小林市社会福祉協議会	86

賛助会員団体	
あいづ安心ネット	87
特定非営利活動法人 西成後見の会	88
一般社団法人 郡山権利擁護センター	89
一般社団法人 権利擁護支援協会武蔵乃	90



一般社団法人ジャスミン権利擁護センターのご紹介

● 設 立 2012年（平成24）年11月21日

● 所 在 地 〒004-0802

札幌市清田区里塚2条3丁目1番27-505

TEL：011-375-0873 / FAX：011-375-1038

URL <https://www.seinen-koukennin.com/>

2022年12月ホームページ完成

ジャスミン権利擁護センター

検索

● 代表理事 水戸 由子（みと よしこ）

- ・社会福祉士（登録番号19840）・介護福祉士
- ・全国権利擁護支援ネットワーク 北海道ブロック運営委員
- ・権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」登録 社会福祉士
- ・北海道社会福祉協議会
成年後見制度利用促進バックアップセンター運営委員

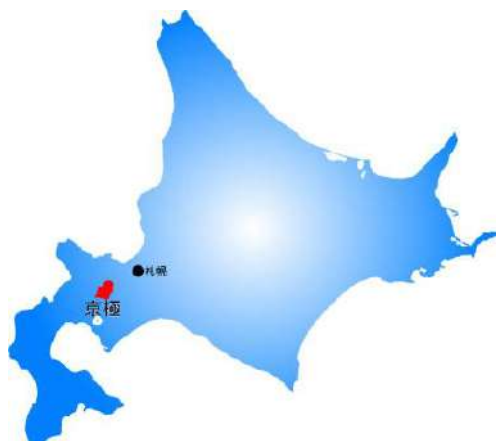
◆現在の活動

現在は、法人内外の弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等と連携協力しながら、権利擁護支援に関する相談支援事業・成年後見事業を中心に行っております。また、2019年6月、北海道社会福祉協議会の成年後見制度利用促進バックアップセンターの運営委員に就任し、北海道社会福祉協議会と連携協力しながら、全道域の179市町村社会福祉協議会の権利擁護活動を支援しています。合わせて、成年後見制度・市民後見人養成・意思決定支援等の権利擁護に関する研修会・勉強会も積極的に地域で開催しています。

◆主な事業

- 1 権利擁護に関する相談事業
- 2 成年後見に関する事業
 - ① 成年後見制度利用に関する相談
 - ② 後見人受任
- 3 研修事業
各種研修、講演会、勉強会及びシンポジウムの開催
- 4 調査研究

社会福祉法人 京極町社会福祉協議会



京極町は、北海道西部、後志管内の東部、日本百名山のひとつに数えられる羊蹄山の麓に広がる人口2,855人の小さな町です。日本名水百選に選ばれたふきだし湧水が有名です。ふきだし湧水は羊蹄山に降った雪や雨が数十年の歳月をかけて濾過され京極町に湧出したもので、適度にミネラルを含んだまろやかな味わい、1年をとおして変わらない水温が特徴で、1日8万トンの水量は一般的な家庭の水道使用量の30万人分に相当する量となっています。

京極町社会福祉協議会は、平成4年に社会福祉法人となり、地域福祉推進に関する諸事業をはじめ、介護保険における居宅介護支援事業所、通所介護事業、訪問介護事業、地域包括支援センター、介護予防センターの運営を受託するなど、幅広い事業展開を行っています。

京極町生活サポートセンターは平成26年10月の開所以降、羊蹄山麓7か町村と黒松内町とゆるやかに連携しながら中核機関機能を段階的に整備しながら、法人後見受任や日常生活自立支援事業などの取り組みを行ってきました。

令和5年度からは重層的支援体制整備事業に取り組めます。社会福祉協議会の特性である住民さんとのネットワーク、中核機関の運営や法人後見受任事業でつながった関係機関とのネットワークを活かし、協働しながら権利擁護活動の推進に取り組んでいきたいと考えています。

全国権利擁護支援ネットワークに加盟させていただき、研鑽を重ねることで今後もよりご本人の意思や希望に寄り添う支援を心がけて活動したいと思っております。



【冬】



【ふきだし公園と羊蹄山】

【夏】

<広尾町成年後見あんしんセンター>

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように
「成年後見制度」に関するご相談に応じ、利用のお手伝いをします

○実施主体～社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会

(北海道広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地)

☎01558-2-4110 📠01558-2-4258

<http://shakyo.or.jp/hp/162/>

E-mail: webadmin@hiroo-shakyo.jp

Facebook: @hiroosyakyou

○事業開始日～平成28年8月1日(広尾町より委託)

○職員体制～2名(社協職員と兼務)

○主な事業内容

- (1) 成年後見制度等に関する相談及び利用支援
- (2) 成年後見制度等に関する広報及び啓発
- (3) 市民後見人の養成及び実務等研修の実施
- (4) 市民後見人候補者の登録及び受任調整
- (5) 市民後見人及び市民後見人候補者等の適正な活動のための支援体制の構築
- (6) 成年後見制度等に関する関係機関等との連携
- (7) 法人後見の受任
- (8) 日常生活自立支援事業の実施
- (9) その他成年後見制度等の利用促進に関し必要な事業

社会福祉法人 津別町社会福祉協議会

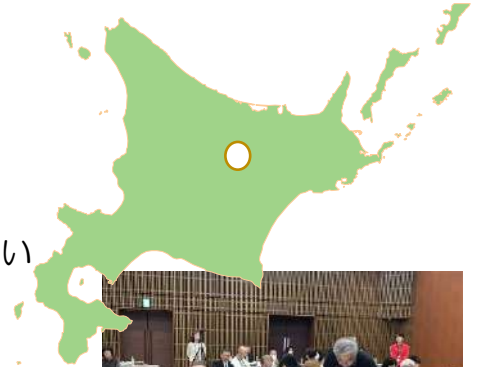
〒092-0292 北海道網走郡津別町字幸町 41 番地 TEL:0152-76-1161

<http://www.protech-web.co.jp/homepage/tsubetsu/index.html>

津別町の紹介

津別町は、北海道オホーツク管内の最南端の町。
東西 37 km、南北 34 km、面積 716 km²のうち 86%を森林が占めています。森林資源の持続的な保全・活用を目指す誓いとして、1982 年には全国に先駆け「愛林のまち」宣言を行い生産から加工、エネルギー利用、森林セラピー、観光など森の恵みを生かした町づくりを進めています。

人口 4,220 人 (R4.11 末現在)、高齢化率 45.36%



オホーツク管内市民後見人活動交流会



令和 2 年度
第 4 期津別町市民後見人養成研修了式

名称と事業内容等

名 称	津別町あんしん生活サポートセンター
事業開始	平成 26 年 10 月、津別町から委託
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護に関する相談・利用支援・成年後見制度等の広報及び普及啓発・市民後見人の養成及び育成、活動支援・市民後見人の登録及び家裁への推薦・関係機関との連携、調整・法人後見活動・日常生活自立支援事業の受託

事業実績 (R5.1 末現在)

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 法人後見受任件数 | 8 件 |
| (2) 市民後見人単独受任件数 | 6 件 (3 件複数受任) |
| (3) 日常生活自立支援事業件数 | 1 件 |
| (4) 市民後見人養成者数 | 42 人 |
| (5) うち市民後見人登録者数 | 31 人 |
| (6) うち市民後見人受任活動者 | 12 人 |



津別峠から見える雲海



東京五輪メダルケース



相生クマヤキ

江差町成年後見支援センターのご紹介

江差町社会福祉協議会では、成年後見制度の普及や利用促進を図るため、江差町の委託を受け、平成30年7月1日より『江差町成年後見支援センター』を設置しております。

【江差町の概況(令和2年10月現在)】

- ◆総人口:7,376人
- ◆高齢化率:38.3%

【成年後見支援センター業務内容】

- ◆成年後見制度の利用に関すること
 - (1)成年後見制度の普及啓発
 - (2)成年後見制度の利用に関する相談及び手続きの支援
 - (3)成年後見業務に係る関係機関との連携及び情報提供
 - (4)中核機関としてのセンターの運営
- ◆成年後見等事業に関すること
 - (1)成年後見人等の受任支援
 - (2)市民後見人の養成及び後見活動支援
 - (3)市民後見人の監督業務
- ◆法人後見受任状況(令和5年1月現在)
後見:1件
保佐:4件
終了:0件 累計:5件

～成年後見制度とは～

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の**預貯金の管理**など(財産管理)や、**日常生活での様々な契約**など(身上保護)を支援していく制度です。支援を受けられるのは、次のような**法律行為**です。

身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉市越への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわってくる契約などの支援。

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分遺産分割など財産に関する契約などに関する支援。

～日常生活自立支援事業のご案内～

社協が行う権利擁護相談の一つとして、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用をお手伝いする『日常生活自立支援事業』があります。成年後見制度との違いや、どちらの制度を利用したら良いかなどもお気軽にご相談ください。

【相談窓口】

江差町成年後見支援センター事務局<社会福祉法人江差町社会福祉協議会>
住 所:檜山郡江差町字新栄町264-2
電 話:0139-52-2441 FAX:0139-52-0560
相談受付:月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時15分
相談料:無料

特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか

令和5年1月1日現在

- 1 法人設立 平成20(2008)年10月 1日
認定NPO法人取得 平成24年12月25日(認定期間5年更新)
認定の有効期間更新(令和4年12月25日~令和9年12月24日)決定
- 2 設立の趣旨
 - ・知的な障がいを持つ子の親、その子と福祉、教育面で長く関わった人たちが中心となって結成
 - ・障がいを持った子が生涯を通して安心して豊かといえる生活を送ってほしいという思い。
 - ・長期・継続性を持った後見、そして財産管理だけでなく子の障がいを理解した後見を目指す。
- 3 活動の特色
 - (1) 成年後見事業に特化
 - (2) 対象者は主として知的な障がい者(相談は対象者を限定しない)
 - (3) 身上保護を重視
 - (4) 活動範囲を盛岡市、及び周辺地域
 - (5) 法人による受任、支援(スタッフ、専門職とのボランティア活動)
- 4 活動の内容、現状
 - (1) 法人として成年後見人の受任と支援
 - ① 受任者29名(後見16名、保佐8名、補助1名、終了者(後見4名))
 - ② 1名につき2名のスタッフ及び成年後見事業運営委員による支援
 - (2) 成年後見制度の促進を図る「中核機関」の業務の受託：
令和2年度~近隣5市町から受託 令和5年度~6市町

ア 成年後見制度の広報・啓発

 - ① 研修会の開催
 - ② チラシ、ポスター、ニュースレターの発行・配布、ホームページの活用
 - ③ 出前講座の開催

イ 成年後見に関する相談

 - ① 成年後見に関する相談 月曜日~金曜日、8時半~17時半、相談は無料
 - ② 親の会等への出前相談

ウ 成年後見制度の利用促進

 - ① 申立書の作成支援
 - ② 受任者調整
 - ③ 市民後見人の養成
 - ④ 関係機関等との連絡調整

エ 後見人等支援

オ 地域連携ネットワークの構築
- 5 課題
 - (1) 組織運営上の課題
専任職員、支援スタッフの確保、及び活動資金の確保
 - (2) 成年後見事業関係
成年後見制度の利用の拡大、利用しやすい条件づくり、関係団体とのネットワーク

一般社団法人権利擁護あおい森ねっとについて

所在地：〒036-8085 青森県弘前市大字末広 2 丁目 4-3

連絡先：TEL 0172-40-2760 / FAX 0172-40-2768

E-mail：aoimorinet@yahoo.co.jp

ホームページ⇒<http://aoimorinet.web.fc2.com/index.html>

ブログ(活動報告)も更新中です♪

⇒<https://aoimorinet.hatenablog.com/>

平成 23 年 6 月、社会福祉士 3 名が集まり設立した一般社団法人です。
設立時より法人後見の受任を中心に活動を続け、2014 年 5 月に
青森県弘前市より「弘前市成年後見支援センター」を委託、2020 年 4 月
からは、中核機関として広域化した「弘前圏域権利擁護支援センター」
を委託しています。

その他、居宅介護支援事業や相談支援事業等の事業を行い、権利擁護を
推進しています。



弘前市マスコットキャラクター

たか丸くん

◇ 主な事業・活動内容

- 居宅介護支援事業所あおいもり
- 相談支援事業所陽だまり
- 成年後見制度に関わる事業(相談受付、法人後見の受任 等)
あおい森ねっとでは、法人設立時から法人後見を受任。

➤ 弘前圏域権利擁護支援センター

弘前成年後見支援センターが、中核機関として、青森県弘前市と他 7 市町村で広域化しました。圏域内の成年後見制度に関する相談や広報啓発、研修会等の開催、市民後見人の養成とフォローアップ等を行っています。

◇ あおい森ねっとのこれまでとこれから

2011 年 6 月 23 日	社会福祉士 3 名が集まり法人を設立
2011 年 7 月	法人後見を 2 件受任。法人後見業務監査委員会を定期開催する。 「福祉と暮らしの相談会」開催。法律職と福祉職の連携を図る(毎年開催)
2012 年 10 月	弘前市市民後見人養成研修(第 1 期) 開催
2013 年 6 月	青森県弘前市より「弘前市成年後見支援センター」受託
2013 年 11 月	青森市市民後見人養成研修(第 1 期) 開催
2013 年 12 月	全国権利擁護支援ネットワーク「権利擁護支援フォーラム in ひろさき」開催
2014 年 6 月	弘前市市民後見人が 2 名選任される
2014 年 10 月	弘前市市民後見人養成研修(第 2 期) 開催
2015 年 9 月	青森市市民後見人養成研修(第 1 期) 開催 第 5 回全国権利擁護実践交流会 開催
☆2020 年 4 月	「弘前圏域権利擁護支援センター」開設
☆2020 年 11 月	弘前圏域(8 市町村)市民後見人養成研修開催(第 1 期)
☆2022 年 9 月	弘前圏域(8 市町村)市民後見人養成研修開催(第 2 期)

特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター

1. 名称

特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター

2. 実施主体

二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

【平成31年度より成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として受託】

3. 事業開始

平成24年12月17日 NPO 法人設立

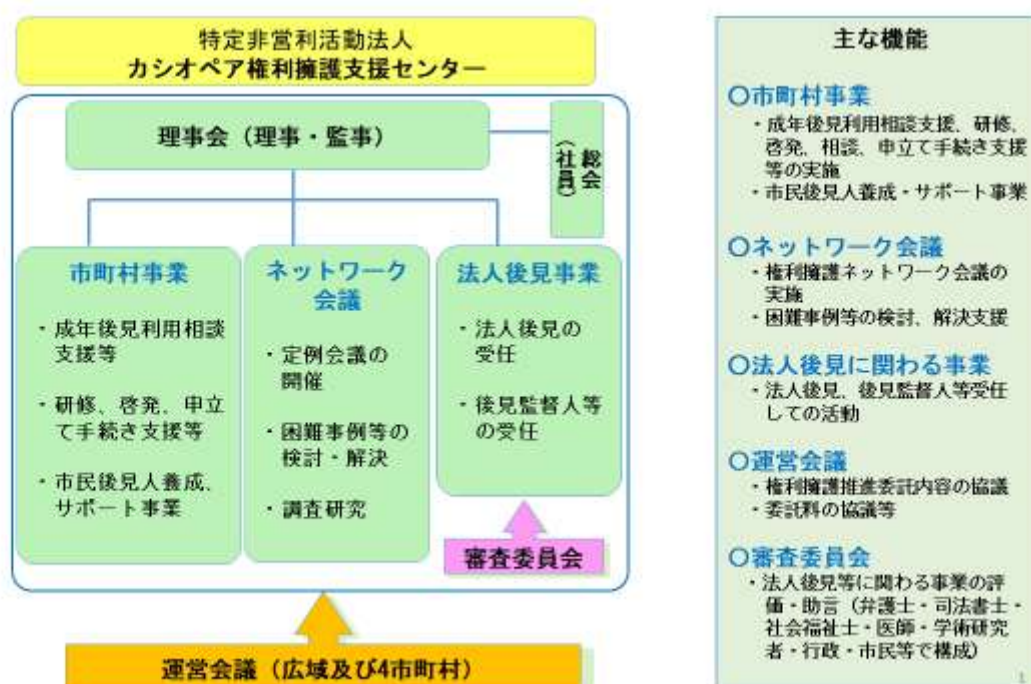
4. 事業内容

- (1) 広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等）
- (2) 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- (3) 利用促進（マッチング）機能（受任調整・担い手育成及び活動支援等）
- (4) 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）
- (5) 不正防止効果（親族後見人等の支援、後見等監督機能）
- (6) 法人後見に関する事業
- (7) 市民後見人フォー-アップ研修事業
- (8) その他権利擁護推進のために必要な事業

5. 職員体制

所長（社会福祉士）1名、主任相談員（社会福祉士）1名、相談員（社会福祉士）1名、相談員（介護福祉士）1名、相談員兼事務員1名 ※令和4年4月1日体制

6. 組織図



団体名：特定非営利活動法人PACガーディアンズ

1. 事業主体

特定非営利活動法人PACガーディアンズ

2. 設立経過

障害者の権利擁護に関する活動を行う民間組織プロテクション&アドボカシー千葉（PAC）（平成13年～）から派生し、主に成年後見に取り組む組織として平成16年にPACガーディアンズを結成。その後、後見受任やコミュニティフレンド活動などを展開しながら、平成17年にNPO法人の認証を受けた。

3. 財源・運営方法

(1) 財源

会費（正会員・賛助会員）、成年後見報酬、寄付、委託事業費、船橋市障害者成年後見支援センター業務受託費（令和4年度12,464千円）

(2) 運営方法

①会員：正会員・賛助会員

②組織：

理事会：意思決定機関。県内の知的障害者団体の責任者と専門職により構成。

専門家委員会：成年後見支援センター運営委員会の活動への助言・指導、法人後見事務執行者の監督と助言・指導を行う。弁護士、税理士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、大学教員、精神科医等で構成。

成年後見支援センター運営委員会：成年後見に関する業務全般を担当する。

③提携団体：県内各地の後見関連組織、親の会などと相談や啓発、研修等で連携している。

4. 事業内容

①成年後見支援センターの運営

②成年後見制度及び権利擁護支援に関連する相談

③成年後見人等の受任

④後見人等の支援（バックアップ）

⑤後見人等候補者の養成、育成（希望者は当法人の後見等事務執行者として登録し活動）

5. 行政との支援連携状況

船橋市から障害者成年後見支援センターの委託を受け、平成23年7月から業務を開始した。毎月1回、船橋市障害福祉課、保健所と情報共有のためのセンター会議を実施している。船橋市権利擁護部会の委員として活動している。

6. その他

当団体は主に障害者の成年後見人等を受任し、成年後見類型では、保佐、補助が7割を超えている。これからも本人の能力を肯定的にとらえ、自己決定を尊重しながら後見活動をしていきたいと考えている。

一般社団法人東総権利擁護ネットワーク



1. 事業主体

一般社団法人東総権利擁護ネットワーク

2. 所在地

事務所 〒288-0863 千葉県旭市江ヶ崎441

TEL : 090-7288-9270 FAX : 0479-63-7336

mail : tousounet@gmail.com HP : 休止中

3. 設立経過

千葉県の海匝圏域（銚子市・旭市・匝瑳市）において、高齢・障害者施設等も多くその利用者の権利擁護という観点から成年後見制度利用対象となる方は潜在的に多い。地域での法人後見の必要性が検討され、平成21年4月、海匝圏域の障がいのある人の家族、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、元行政関係者等が中心となって設立した。

4. 財源、組織

1) 財源 : 会費、寄付、法人後見報酬 等

委託事業費;成年後見制度法人後見支援事業(銚子市・旭市・匝瑳市)

2) 組織

理事:13名(障害のある人の家族、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、介護支援専門員、元行政関係者) 監事:2名(障害のある人の家族、主任介護支援専門員) 顧問:1名(弁護士)

体制:事務局、支援部会、研修部会、広報部会等

正会員(法人会員含) 27名 賛助会員(法人会員含) 14名 (令和5年1月末現在)

5. 事業内容

1) 地域生活支援、権利擁護支援に関する事業

①権利擁護支援機関のネットワーク構築;権利擁護支援機関連絡会の開催(年3回)

②権利擁護支援ニーズに対応する支援者の育成支援;フォローアップ研修(年6回)

③相談活動;司法専門職と福祉専門職による権利擁護何でも相談会(毎月1回)

④法人後見の受任(令和5年1月1日現在 17件)

2) 成年後見制度法人後見支援事業の受託

3) 権利擁護に関する広報、啓発事業

①権利擁護支援講演会の開催

②ニュースレターの発行(年3回)

6. 行政との支援連携状況

銚子市・旭市・匝瑳市において「成年後見制度法人後見支援事業」を受託し、地域の権利擁護支援の構築を目指している。(継続して受託)

7. 課題

行政との連携、財政基盤の確保、人材確保

団体紹介

団体名 認定特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ

〒240-0066 横浜市保土ヶ谷区釜台町5番5号ルネ上星川5-202

TEL・FAX 045-744-5600

設立 2011年10月12日 2015年12月1日 認定NPO 認証

設立経緯 2011年3月11日の東日本大震災後、横浜市が設立した一時避難所での生活支援に結集した横浜市福祉職経験者で、法人後見を行うNPO法人を設立した。現在は幅広い会員を擁し、様々な事例に対応しています。**2022年6月に10周年講演会を実施しました。**

会員構成 正会員 89名 賛助会員 137名

役員構成 代表理事1名 副代表理事2名 理事6名 監事1名

現在までの延べ受任数 124件 (2022.12.31 現在)

基本理念 誰にも等しく権利擁護 ～たとえ資力が乏しくとも～

この基本理念のもと次のような活動を行っております。



つばさの法人後見

- 法人後見は、チームで困難な課題に取り組み、地域連携ネットワークの活用により、ご本人の生活の質をより良いものにします。
- スーパーバイズや法人チェック機能によって適正な業務、情報公開や透明性を可能にします。
- つばさは、ご本人の意思決定を支援し、身上保護を大切にしています。

つばさの取り組み

- 相談～申立支援～受任まで一環して支援します。
- 相談からチーム支援を基本に、ご本人に寄り添い、より良い生活が送れるよう最善を尽くします。
- 成年後見制度の理解を深めるため、普及啓発活動に取り組んでいます。
～地域での研修会 国・市への提言～

計画相談室ウイング

- ご本人が希望する生活の実現に向け、障害福祉サービスの利用を含めた「ライフプラン」の作成を行っています。
- 長く安心して相談してもらえるような「計画相談室」を目指します。



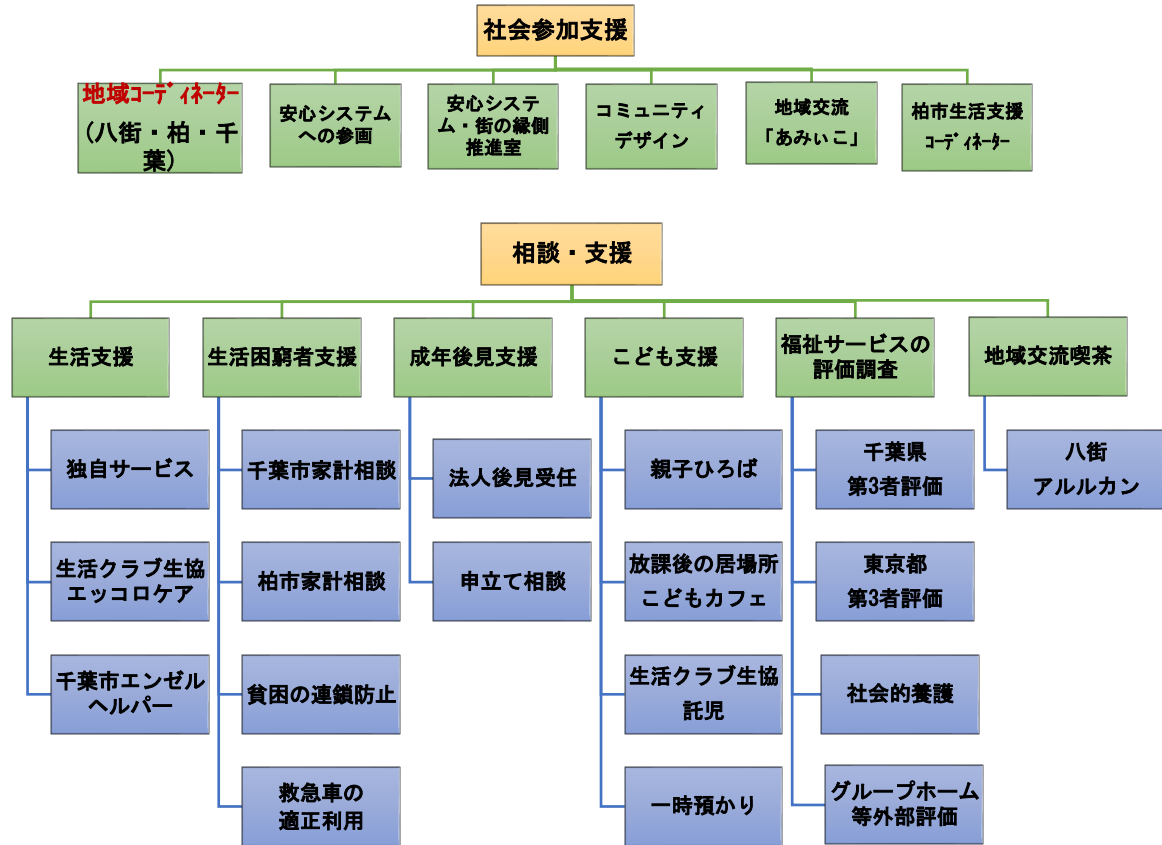
イラスト：田中翠恵さん（長岡市）

認定 NPO 法人 コミュニティケア街ねっと

1. 設立の目的

福祉・生活に関する様々な支援事業を行い、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域共同社会づくりに寄与する

2. 事業内容



3. 法人後見等の受任実績

2013年～2023年1月現在 7件（すべて死亡により終了）

単独保佐4件 複数保佐3件（監督人：弁護士1件・司法書士2件）

4. 活動拠点

- ・本部 〒263-0051 千葉市稲毛区園生町1107番7
TEL 043-290-8015/FAX 043-290-8016
- ・八街センター 〒289-1114 八街市東吉田8-1
- ・柏センター 〒277-0061 柏市東中新宿4-5-12
- ・千葉センター（本部事務所内）
- ・幸町・子育てリラックス館（千葉市受託）
〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-12-1 しょうじゅレジデンス1階
- ・喫茶アルルカン
〒289-1114 八街市東吉田912-8 生活クラブ風の村特養ホーム八街1階

以上

団体名： 川崎市障がい者相談支援専門員協会

(Kawasaki Self Support Association / KSA)



★ 当法人の特色

当法人は、「関係する機関・人・市民との協力関係を築きながら障がいのある人の地域生活を支え、権利擁護をはかること」を目的に設置された障がい福祉に携わる専門職団体です。

構成員は、当法人の目的に賛同した相談支援事業を現に実施している者、及び相談支援専門員の資格を有している者、または社会福祉士及び社会福祉専門職等となります。そのため、専門職団体としての力を発揮し、その職業倫理に基づいて活動することが可能となります。

そして、自発的な社会貢献活動をすすめていく一方で、安定的・継続的な相談支援・調査研究を通して、相談支援に従事する者としての資質向上を図り、地域における障がいのある人の権利擁護の推進と地域生活の継続の一助を担うことができるよう努めています。

★ 財源・運営方法

(1) 財源

会費収入、研修会費、寄付、法人後見報酬など。

(2) 運営方法

理事 6名 【社会福祉士、相談支援専門員、行政職員】

社員 12名 【社会福祉士、相談支援専門員、保育士、ヘルパー、行政職員】

監事 1名 【学識経験者（臨床心理士）】

顧問 2名 【弁護士・精神科医師】

毎月1回開催している定例会が運営主体となっています。

各種事業の実績や今後の展開も鑑み、外部からの意見を反映させて運営の適正を確保するため、弁護士・医師等による業務審査会を行っています。



★ 令和3年度の主な事業内容

(1) 相談支援事業

障がいに関する理解や各種制度の利用、苦情申立の支援、成年後見制度の活用、虐待対応などを含む権利擁護一般に関する相談に応じる。（対象者：一般市民、福祉専門職等）

(2) 研修事業

障がいのある人への支援の質の向上を図るため、相談支援専門員や施設職員及びサービス管理責任者等を対象とした研修会及び事例研究会を開催する。

(3) 講師派遣事業

障がいに関する理解や制度利用、苦情申立の支援、成年後見制度利用支援、虐待対応などを含む権利擁護一般に関する研修・講演会への講師派遣を行う。（対象者：当事者、一般市民、関係専門職・事業所等）

(4) 法人後見事業

障がいのある人の後見は長期に渡ることが想定されたり、障がい特性から専門的な知識と経験を求められる場合がある。家庭裁判所や行政と相談しながら法人後見を受託し、障がい者福祉に携わる当法人の特性が生かされるよう、担当を明らかにし、顔のわかる後見活動を行う。



当法人の目的に賛同する皆様のご支援、ご鞭撻のほど
よろしくお願いたします。

一般社団法人 川崎市障がい者相談支援専門員協会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2丁目8番地1 シャンボール砂子401

電話：03-6635-6018

E-mail：communityplacement2010@yahoo.ne.jp



鶴ヶ島市 権利擁護支援センター

令和5年2月1日現在

誰もが安心していきいきと暮らせるまちをつくります
～鶴ヶ島の地域共生社会の構築を目指して～

住所：350-2217

鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1（鶴ヶ島市役所 6階）

代表者：成瀬 宥一

ホームページ：<http://www.tsurusha.or.jp/>

TEL：049-277-3317 FAX：049-287-0557



鶴ヶ島市
公式イメージキャラクター
“つるごん”

事業内容

(1) 成年後見制度利用促進事業（中核機関）

- ・成年後見利用促進協議会 年2回開催
- ・地域連携ネットワーク構築学習会 年3回実施
- ・市民向け講座 年1回実施
- ・広報事業 社協だより、地域での講座実施



鶴ヶ島社協 公式キャラクター
“メルメルとゲーコ”

(2) 法人後見事業

- ・後見類型 6件 ・保佐類型 2件 ・補助類型 1件

計9件を受任中

- ・運営委員会 年5回定期開催

(3) 福祉サービス利用援助事業

(4) 市民後見人養成事業

- ・市民後見人養成講座
- ・市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修

社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会

特定非営利活動法人サマリヤ

活動紹介

活動内容

特定非営利活動法人サマリヤは、2009年から埼玉県所沢市を拠点に主に埼玉県西部で暮らしと住まいの相談支援の活動をしています。

・居住支援

生活見守り付きアパート
誰でも利用できるシェアタワー

・無料低額宿泊所

(日常生活支援住居施設)

・住まいと暮らしの相談窓口

電話相談
メール相談
Lineでの相談



・後見制度についての相談支援と法人後見

「後見サマリヤ」

資産がなくともどんな経歴の人であっても、人権は守られなければなりません。サマリヤでは人権擁護のために成年後見制度の利用が必要と判断した場合には、積極的に制度の利用を支援しています。

経験豊かな社会福祉士が任意後見や成年後見制度についての相談に無料で対応します。必要に応じて候補者探しや家庭裁判所への申立てのお手伝いもしています(原則的に有料で行っていますが、ご本人の経済状況により相談に応じています)。

様々な事情により、個人の候補者を見つけるのが難しい方には、サマリヤが「法人後見」という形で後見業務を行います。



～すべての社会的弱者の
良き隣人である～

<http://www.samaria2009.net/>



「サマリヤ」の名前の由来

道で行き倒れていた人を親切に介抱したという、新約聖書リルカによる福音書の中の「善きサマリヤ人」の例え話から引用しました。

埼玉県指定居住支援法人

ホームレス支援全国ネットワーク会員



特定非営利活動法人 成年後見横浜やまびこ

法人名	成年後見 横浜やまびこ
設立年月日	平成22年12月3日
会員構成	個人正会員：37名 / 賛助会員：2団体
役員構成	代表理事 伊藤 武洋、副代表理事：桑名 利幸・宮崎 均 を含め理事13名、ほかに監事2名。
設立の経緯	横浜市自閉症児・者親の会（現 一般社団法人 横浜市自閉症協会）と設置したワーキンググループが母体。 ・平成22年7月、法人設立総会。成年後見についての相談・申立支援業務を開始。 ・平成22年8月、法人設立認証を申請 ・平成27年7月、第1号後見人受任
団体の特徴	本人の障害特性に合わせた成年後見活動を実施。任意後見は取り扱わない。
受任要件(原則)	横浜市自閉症協会 又は 横浜やまびこの里「家族の会やまびこみらい」会員で親族に後見人適任者がいない場合
受任実績	8件（いずれも後見類型。うち1件は被後見人の死去により後見終了。）
後見業務執行者	8名（いずれも非常勤。）
広報	URL= http://npoyamabiko.org 、 会報=年1回発行、 刊行物=障害者のための成年後見ガイドブック
連絡先	電話=045-651-6260、 FAX=045-319-4339、 E-mail= kokenyamabiko@yahoo.co.jp
所在地	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-2-1 横浜ワールドポーターズ6階 NPO スクエア

独立型社会福祉士事務所 NPO 法人 ほっとポット

ほっとポットとは

人権尊重と社会正義の理念に基づき、生活に困窮する人びとに対する社会福祉士等による専門的相談・支援活動を通して、貧困問題を根絶することを目的とする団体です。

<p>・無料低額相談 社会福祉士等が専門的、総合的にお困り事等のお話を伺います。 経済的にお困りの方は相談費用は原則無料です。 社会福祉法第2条3項1号届出事業者</p>	<p>・緊急一時シェルター 貧困を主な背景として罪を犯したが、住居を喪失していた場合の居所を提供。 被疑者・被告人段階、刑務所出所者を対象に社会福祉制度等の生活相談・助を行います。 埼玉弁護士会社会復帰支援委託援助制度 法務省自立準備ホーム</p>
<p>・地域生活サポートホーム 居所を喪失した方が一時的に入居できる施設です。社会福祉士等が生活のサポートをします。 社会福祉法第2条3項8号届出事業者</p> <p>・共同生活援助グループホーム 障がいのある方のためのグループホームです。 障害者総合支援法第36条1項 指定障害福祉サービス事業者 障害者総合支援法第5条15項</p>	<p>・ほっとサロン 路上生活を経験された方々、地域住民の方々、ボランティア等と一緒に料理を作り、食べる事を通して、仲間とのつながりを深めています。</p> 

人づくり事業・・・次世代の社会福祉を担う専門職の育成の為に、社会福祉士要請の為の実習生の受け入れをしています。

成年後見事業・・・法人後見として受任をしています。

就労支援事業・・・就労をする前段階としてのきっかけ作りや体力づくりをしています。

〒339-0052

埼玉県さいたま市岩槻区太田 1-2-14

TEL : 048-793-5160 FAX : 048-757-0106

E-mail : hotpot-csw-iwatuki@river.ocn.ne.jp

HP : <http://npo-hotpot.sakura.ne.jp/>



社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

東京都育成会権利擁護支援センター

－ 東京都育成会 統一ミッション －

私たちは、すべての人一人ひとりの人権と意思を尊重し、障害のある人もない人も共に社会・経済・文化ほかあらゆる分野に参加する機会を得て、主体性を持ちながら豊かな市民生活を送ることができる社会の実現を目指します。

東京都育成会権利擁護支援センターは障害のある人の意思が尊重され、安心安全な自分らしい生活を送ることが出来る社会の実現に向けて取り組みます。

東京都手をつなぐ親の会支部と協同・連携しながら様々な課題に関し各分野の専門家のアドバイスを受け、問題解決に取り組みます。

必要に応じて、調査、検討、提言等を行っていきます。

◇こんな支援にとりくみます

【相談やみまもりへの支援】

知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。
相談対象の年代は問いません。



【権利擁護に関する研修などの実施】

障害のある本人向けの権利擁護についての研修のほか、支援者や家族向けの研修を行います。

【その他】

権利擁護に関する制度などについての動向や権利擁護支援センターが行った調査や研究などについて情報提供します。

【組織】

運営委員（弁護士、学識経験者など）の他、専門委員（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、医師、行政職員、等）による随時、相談体制の確立。

【問い合わせ】

東京都育成会権利擁護支援センター 事務局

（住所）〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-8-10 オークラヤビル2F

（Tel）03-5389-2614 （Fax）03-5389-4090

（E-mail）mimamori@ikuseikai-ky.or.jp

一般社団法人 認知症予防&サポート研究所アングル

(街の相談室アングル)

所在地	群馬県太田市上小林町229番地1
電話・FAX	0276-25-2075
代表理事等	河村 俊一(社会福祉士) 理事4名(代表含む) 監事1名
職員	代表1名 事務スタッフ 2名(専門資格有)
主な業務	・法人後見業務 ・親族や専門職への後見相談 ・見守りキーホルダー登録事業 ・市受託業務(認知症地域支援アドバイザー契約) 他

設立:2017年1月

人口約22万人の地方都市、生活圏である隣接市町を中心に活動し、現在は、法人後見業務を中心に、市町村、地域包括支援センター、介護・福祉支援者、当事者、家族より各種相談、助言を行っております。

法人後見業務をスタートして3年が経過しました。まだまだ、認知度を広める必要がありますが、1つずつ後見事務を丁寧に行っていきたいと考えております。県内では、中核機関や権利擁護センターは社会福祉協議会が担うので、関係機関との連携も進めていきたいと思っております。

E-mail: info@ids-ancr.org

HP:『街の相談室 アングル』で検索



2022年1月現在

だれもが、
「あたりまえの生活」
ができる社会を・・・

だれもが、自分の生活は自分で決めた
い。そして、地域の中で自分の権利が侵
害されず生活をしたい。それが実現でき
る地域がたくさんできたら・・・

支援が必要であっても、支援が必要
なくとも、それぞれが役割を持ち、そし
てみんなが一緒に生活できる地域が
できたら・・・

私たち、ともすプロジェクトは、支援
を必要とする本人の生活に関わる支援
者（団体）への様々な支援の方向性の
「きっかけ」作りのお手伝いをしたい。

そんな思いを持ったメンバーが集い、
現場で悩んでいるみなさんと一緒に考え、
ほんの少しでもお手伝いをさせていただ
けたら・・・と思っています。

一般社団法人
権利擁護支援プロジェクトともす
(通称：ともすプロジェクト)
Mail tomosu.pro@gmail.com
Tel 080-7650-7386



ごあいさつ

権利擁護支援プロジェクトともす
(ともすプロジェクト)は、2019年
6月に「権利擁護支援」を
キーワードに、高齢者・障害者等の権利
擁護に関する支援活動を行っている諸機
関(団体)への包括的なサポートをする
ために設立した法人です。

私たちは専門職のみならず、権利擁護
支援についての意欲と知見のある様々な
立場の人材を結集し、その人材ネット
ワークを駆使しながら、現在、そしてこ
れから先必要とされる権利擁護支援につ
いて、情報収集・分析・発信をし、普
及・啓発や具体的な実践等、求められる
様々な支援・援助・事業を行っていきま
す。そして、誰もが尊厳をもって生活で
きる地域共生社会の実現を目指します。

代表理事 川村 孝俊



- 研修事業
法人主催の研修を実施し、支援者
の皆さんに対して実践のための知
識や情報を提供します。
ホームページ等にて広報します。
年に3回程度計画しています。
- 講師派遣
各地で開催する研修会等への講師
派遣をします。
- 継続的な支援
年間を通してアドバイザー契約
等をし、継続的に支援します。
- 調査・研究事業等
いろいろな機関から情報収集し、
研究事業に参加し、ネットワーク
を広げていきます。

料金



講師派遣

1回2時間を目安にし、1時間あた
り20,000円～(応相談)

コンサルテーション契約 ・アドバイザー契約

内容・料金等は応相談
相談・支援
権利擁護支援諸機関からのご相談は
随時お受けします。
(初回無料、2回目以降応相談)



東濃成年後見センター 活動状況報告

1, 成年後見人等受任者の状況 (令和4年3月31日現在)

多治見事務所 (担当地域: 多治見市・土岐市・瑞浪市)

多治見市 認知症高齢者 48件

障害者 55件

土岐市 認知症高齢者 51件

障害者 37件

瑞浪市 認知症高齢者 25件

障害者 23件

中津川事務所 (担当地域: 中津川市・恵那市)

中津川市 認知症高齢者 45件

障害者 50件

恵那市 認知症高齢者 34件

障害者 31件

※ 中津川事務所の運営は平成20年6月より

2, 令和3年度成年後見人等受任者の訪問状況

多治見事務所 (担当地域: 多治見市・土岐市・瑞浪市)

直接訪問 自宅 計3,068回

施設 計2,503回

間接訪問 (役所・銀行等への訪問) 計6,233回

中津川事務所 (担当地域: 中津川市・恵那市)

直接訪問 自宅 計1,828回

施設 計678回

間接訪問 (役所・銀行等への訪問) 計6,835回

3, 令和3年度成年後見人等受任者のケース検討会実施状況

計20回開催 延べ211ケース 延べ216名参加

多職種が参加する法人後見のためにケース検討会を毎月実施 (権利侵害への対応には多職種の関わりが必要)。

4, 利益相反の防止方法

被後見人等の殆どが医療サービス及び福祉サービスを利用することが予想されるため、医療サービス及び福祉サービスの関係者は法人の役員に選任しない。

5, 被後見人等の預貯金からの支払方法

預貯金通帳から出金する職員と出納帳を作成する職員を別とし、出金と出納を事務局長が確認。更に多治見事務所と中津川事務所が相互に支払状況を確認。

6, 法人運営の公的性格

当法人は経済的問題及び専門職の不足により第三者後見人等の確保が困難な場合の受け皿としての公的性格が強く、令和3年3月までは、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市に基本的な運営費の負担を頂いている。そのため、本人の蓄財や収入にかかわらず、後見人等の受任を準備している。

伊賀市社会福祉協議会

(いが日常生活自立支援センター・伊賀地域福祉後見サポートセンター)

伊賀市社会福祉協議会は、社会福祉協議会がもつ強み(機能＝地域福祉活動)を活かし、多様な市民、機関、事業所、団体等とつながり、たとえ何らかの支援が必要となったとしても、その人の尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができる地域にしていこうことを目指しています。



伊賀市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「ハビたまワン」

「私のこれからは、私が決める」

日常生活自立支援事業 (契約件数)

- ★認知高齢者等 32件
- ★知的障がい者等 49件
- ★精神障がい者等 62件
- ★その他 15件

生活支援員

- ★登録者 72名
- ★現活動者 20名
- ★生活支援員養成研修 隔年1回
- ★生活支援員月例会 年3回

法人後見事業(独自事業)

- ★後見 6名
- ★保佐 3名
- ★補助 1名
- ★認知症高齢者等 1名
- ★知的障がい者等 5名
- ★精神障がい者等 4名
- ★保佐監督人 1件
- ★累計受任件数 26件

成年後見制度利用支援 (2022年4月～12月相談実績)

- ★相談実人員(重複あり)
 - 認知症高齢者等 118件
 - 知的障がい者等 23件
 - 精神障がい者等 24件
 - その他 21件
 - 不明 9件
- ★相談延件数 584件

福祉後見人(市民後見人) 養成・受注

- ★福祉後見人養成研修 隔年1回
- ★養成研修修了者 296名
- ★福祉後見人候補者数 8名
- ★福祉後見人受任件数 3名

後見人サポート

- ★後見人のつどい 年4回
- ★養成研修修了者継続研修 年1回

※2022年12月末現在

☎518-0829 三重県伊賀市平野山之下 380-5 伊賀市総合福祉会館 1階

☎ 0595-21-9970 (いが日常生活自立支援センター)

☎ 0595-21-9611 (伊賀地域福祉後見サポートセンター)

FAX 0595-21-8123 (共通) ✉kouken@hanzou.or.jp (サポートセンター)

特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター 活動状況報告

当法人は、令和4年4月1日より、「知多地域成年後見センター」から「知多地域権利擁護支援センター」と名称変更をし、委託対象も愛知県知多半島にある行政（4市5町）に変更になりました。同時に中核機関を名乗っています。成年後見に関する相談・支援・受任、本人の立場に立った権利擁護支援を行う団体です。

1. 成年後見人等受任状況について

後 見					保 佐					補 助					総 計
認知症	知的	精神	その他	合計	認知症	知的	精神	その他	合計	認知症	知的	精神	その他	合計	
135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555
(412)	(121)	(109)	(35)	(677)	(160)	(68)	(73)	(16)	(317)	(34)	(15)	(19)	(8)	(76)	(1070)

※令和4年3月末での受任者数である。（ ）内の数字は死亡者を含むこれまでの受任者数である。

2. 相談支援状況について

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2,951件	2,662件	2,505件	3,039件	2,475件

※成年後見制度全般の相談から後見受任するまでの支援等で電話・訪問・来訪・担当者会議参加等を行った延べ件数である。

3. 成年後見人等受任者に対する支援状況について

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
49,661件	52,028件	53,484件	58,449件	62,341件

※受任者に対して、電話・訪問・来訪・担当者会議参加等を行った延べ件数である。

4. 法人運営について

・運営会議の開催

知多半島の行政（5市5町）からの委託を受け、行政との「運営会議」を3ヶ月に1回開催される。ここで事業の状況や事業費のこと等の話がされる。

※委託費について

平成28・29年度	平成30年・31年度	令和2年・3年度	令和4年・5年度
45,000,000円	54,000,000円	60,000,000円	63,000,000円

・運営適正化委員会の開催

法人が成年後見制度・実務に関して「運営適正化委員会」を3ヶ月に1回開催している。構成メンバーは愛知県弁護士会アイズ・愛知県社会福祉士会・リーガルサポート愛知支部・愛知県精神保健福祉士協会からの推薦者となっている。

5. 普及啓発について

成年後見制度及び権利擁護について、一般市民向けの理解を目的としたイベントや支援員などの養成を目的とした講座を開催している。成年後見サポーター養成講座を年2回開催。権利擁護サポーター講座・ろうスクール・専門支援員養成研修講座・成年後見フォーラムを年1回開催。その他、関係機関・行政等が主催する講演会での講演を行っている。



特定非営利活動法人

尾張東部権利擁護支援センター『あすライツ』活動紹介



設立経緯

行政主導によるNPO法人を設立し、平成23年10月から事業開始
 ・尾張東部圏域5市1町（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市および東郷町）
 ・管内人口 約47万9千人（令和5年1月1日現在）

職員体制

・相談員／正規職員6名・契約職員1名・パート2名 社会福祉士
 ・事務員／正規職員1名 パート支援員4名 合計14名（令和5年1月現在）

事業予算

尾張東部圏域 5市1町からの委託料、法人後見報酬、会費
 委託料 : 令和4年度 4,424万円
 法人後見報酬：令和3年度 1,728万円 ③会員会費 16万円

平成31年3月、広域計画として尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画を策定しました。
 令和元年からは、計画の進捗状況及び評価等、今後の進行管理を行う成年後見制度利用促進計画進行管理推委員会を立ち上げ、計画に則して事業を推進しています。

事業内容および実績（令和3年度実績）

中核機能	広報・啓発	①講演会 令和3年8月8日『ものがたりでわかる成年後見制度』 渡辺哲雄氏 東郷町 83名 ②研修会 ア 行政・福祉関係者向け研修会 令和3年7月16日 豊明市/53名 イ 福祉職向け成年後見実務講座 令和3年12月8日 日進市/19名 ウ 成年後見サポーター養成研修 令和3年9月4・6日 東郷町/28名 エ 専門職による権利擁護研修会 第1回 令和3年6月26日 日進市/67名 第2回 令和3年11月27日 瀬戸市/45名 ③愛知県市民後見推進事業 令和4年2月15日 ウィンクあいち/36名 （インターネットによる録画視聴/第1部351回 第2部235回）
	相談	①成年後見制度、権利擁護に関する相談事業 令和3年度実績・・・525人 10,544件 ②専門相談の実施 弁護士・司法書士による法律専門相談を実施 平成26年『専門職協力者名簿登録制度』の創設 登録者77名
	利用促進機能	①受任調整機能 ②家庭裁判所との連携 候補者調整 本人情報シート提出 ③担い手活動支援 市民後見人の育成 第4期市民後見人養成研修開始 市民後見人バンク登録者46名(家庭裁判所から選任された市民後見人 延べ31名) ④日常生活自立支援事業ミーティング 3回/年 そろそろシートの活用及びケース検討 ⑤生活困窮者自立支援 相談・同行・ケース会議で判断能力、制度利用の検討 ⑥意思決定支援プロジェクト コアメンバー会議 4回/年
	後見人支援機能	①親族後見人支援 申立書類作成支援及び定期報告作成支援 親族後見人の辞任選任に伴う支援及び候補者調整 ②専門職後見人支援 候補者調整のための事前マッチング機能 マッチング率：100%
	協議会等	適正運営委員会 6回/年 運営協議会 3回/年 成年後見制度利用促進計画進行管理推委員会 2回/年
独自事業	虐待対応	虐待事例検討会 行政、医療・福祉関係者向け 3回/年 瀬戸市/25名・長久手市/9名・東郷町/13名 民生委員、福祉関係者向け 3回/年 豊明市/19名・尾張旭市/27名・日進市/20名
	法人後見 (監督人を含む)	令和3年度実績 70名(後見50名 保佐12名 補助8名 累計137名) ※法人受任ガイドラインに沿って限定的に受任(適正運営委員会にてケース検討)



特定非営利活動法人 浜松成年後見センター

〒430-0946 浜松市中区元城町 115 番地の 1

住友生命浜松元城町ビル 4 階電話:

電話: 053-452-4630 FAX: 053-522-8123

受付時間: 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

<http://www.guardian-center.com/greeting.html>

1 浜松成年後見センターについて

浜松市は人口 82 万人の政令指定都市です。7 つの行政区に分かれています。浜松市には、当法人と浜松市社会福祉協議会、既存の社会福祉法人の 3 団体が法人後見として活動しています。浜松成年後見センターは平成 25 年に設立され、本年度で 10 年目を迎えました。

浜松成年後見センターは、法律や医療、福祉の各専門職、そして高齢者や障がい者支援に携わる人達がひとつになって、市民の誰もが権利が擁護され、安心して暮らせる地域の支援のシステムをつくろうと法人後見等を行うために設立されました。地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会、手をつなぐ育成会等と連携し、また地元の浜松いわた信用金庫と業務提携して、地域で活動しています。

現在の法定後見、任意後見等の受任件数は 175 件です。約 20 名の会員で後見事務を担っています。

成年後見制度の利用には至らないけど、「家族的な支援がほしい」「誰かに支えられて安心して暮らしたい」「そのようなサービスはないのでしょうか」という相談が多く寄せられたことから、こうした困り感を抱えておられる一人ひとりのニーズに合わせた成年後見制度によらないオーダーメイドの委任事務契約による支援事業も令和 4 年度から始めています。

2 専門職の確保

当センターは、法律や医療、福祉の専門家及び後見業務に関わる各分野に及ぶ業種の方々が参画しています。担い手を増やすために、毎年、実務者（有資格者）養成研修を若干名募集して開催し、少しずつ仲間を増やしています。

浜松市では、成年後見利用促進体制づくりがすすめられ、平成 31 年度には浜松市社会福祉協議会内に中核機関が設置されました。当センターも、浜松市の成年後見連携ネットワークの一翼として成年後見利用促進協議会に参画し、行政・社協と協力して、市民の権利擁護体制整備に参画しています。

3 浜松成年後見センターの理念

<我々の活動は、社会福祉の視座に立つ人権尊重の支援である>

- ・ 活動は、法的基盤に支えられ、ソーシャルワークの手法により、「人—環境」への介入として行われ、実践モデル・理論に根拠を持つものでなければならない。（事例検討・スーパービジョン・研修 等）
- ・ 活動はチームとしてなされ、多面的視野で検討され進められる。（チームミーティング、支援会議、事例検討会 等）
- ・ 活動は各関係機関と密接に連携し、協働して行われる。（連絡・相談・情報共有、各種会議への参加 等）
- ・ 活動は、専門職集団として責任を持つが、広く市民参画を求め、協働し、『地域力』の増強・強化を目標とする。（研修会・講座・講演会、支援員養成講座 等）
- ・ 活動の成果物は、社会に還元される。（行政への提言、大学との協働研究・発表、著作物 等）

名古屋市社会福祉協議会

【所在地】名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号 名古屋市総合社会福祉会館 5 階
 【電話】(あんしん) 052-856-3939 (法人) 052-856-2580 【FAX 共通】 052-919-7585
 【HP】(あんしん) <http://www.nagoya-seinenkouken.jp/> (法人) <http://www.nagoya-shakyo.jp/>

名古屋市成年後見あんしんセンター

I 設置・運営

平成 22 年 10 月から名古屋市社会福祉協議会が名古屋市から委託を受けて運営しています。令和 2 年 7 月から中核機関としてセンター機能を強化しました。

II 事業内容

(1) 成年後見制度に関する相談 (無料)

- ① センター職員 (社会福祉士) による一般相談
- ② 弁護士・司法書士による専門相談 (予約制)

(2) 市民後見人候補者養成研修

市民を対象に計 11 日間約 50 時間の講習 (~9 期)

(3) 市民後見人候補者バンクの設置・運営

受任に備えてフォローアップ研修等を実施

(4) 市民後見人の受任調整

「市民後見人サポート委員会」で市民後見人受任調整

(5) 市民後見人の後見活動への支援・監督

成年後見監督人として市民後見人活動の監督・支援

(6) 成年後見制度に関する広報・啓発

(7) 市長申立事務 (戸籍調査・申立決定に係る事務を除く)

(8) 法人後見支援事業 法人後見団体の相談・意見交換

(9) 親族後見人等の活動支援・相談対応

(10) 後見人等候補者の受任調整

(11) 協議会の運営

III 実績

(令和 4 年 12 月末現在)

(1) 市民後見人候補者バンク登録者

養成研修 修了者	登録者			廃止者 未登録者
	男性	女性	計	
220 人	50 人	74 人	124 人	96 人

(2) 市民後見人受任状況

認知症	知的障がい	精神障がい	計
48 件 (内 37 件終了)	18 件 (内 4 件終了)	1 件 (内 1 件終了)	67 件 (内 42 件終了)

※1 件保佐類型、その他は後見類型で、個人受任。名古屋
 市社協がすべての事案で監督人に選任されています。

法人後見センターなごやかぽーと

I 設置・運営

平成 25 年 7 月から名古屋市社会福祉協議会の独自事業として法人後見事業を実施しています。

また、令和 3 年 2 月より独自事業としてなごやかエンディングサポート事業を開始し、令和 4 年 10 月より市から委託を受けて、低所得者対象の事業も開始しました。

II 事業内容

・法人後見事業

法人後見業務及び法人後見に関する相談業務。

法人後見受任調整委員会 (外部委員)、法人後見支援員の協力を得ながら、適切な事業運営を行っています。

・なごやかエンディングサポート事業 (死後事務)

身寄りのない高齢者の葬儀や家財処分等を行います。

※低所得者対象は、あんしんエンディングサポート事業です。

III 実績

(令和 4 年 12 月末現在)

法人後見受任状況

	補助	保佐	後見	計
認知症	1 件 (1 件)	9 件 (6 件)	45 件 (30 件)	55 件 (内 37 件終了)
知的障がい	2 件	13 件	6 件 (2 件)	21 件 (内 2 件終了)
精神障がい		4 件	4 件 (2 件)	8 件 (内 2 件終了)
計	3 件 (1 件)	26 件 (6 件)	55 件 (34 件)	84 件 (内 41 件終了)

市民参加による権利擁護支援に取り組みます。





社会福祉法人新城市社会福祉協議会
新城市成年後見支援センター
～ひとりじゃない、よりそう人はそばにいる～



1 新城市の概要

新城市は、平成17年10月1日に新城市・鳳来町・作手村が合併し誕生しました。愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に隣接しています。面積は499km²で、県内2番目の広さとなりました。市域の84%は、三河山間部を形成する豊かな緑に覆われた森林です。

人口は、43,812人、高齢化率は36.8%と高くこの傾向は続くものと予測しています。



2 センターの沿革

平成24年9月、新城市社協内に「検討委員会」を設置し、新城市社協が取り組む成年後見事業の基本的な考え方を調査・研究し、「新城市成年後見事業検討報告書」をまとめました。それをふまえて、成年後見支援センター事業を受託する運びとなり、平成25年10月1日より「新城市成年後見支援センター」を開設しました。その後、成年後見制度に限定した相談に限らず、権利擁護支援のニーズ全般に対応できる機能の必要性が謳われ、令和元年10月1日より、「中核機関」を見据えたセンター機能の拡充を開始し、令和3年10月からは「中核機関」として機能しています。

3 運営・体制等について

(1) 主な業務

- 権利擁護支援や成年後見制度等に関する相談及び申立等に関する支援
- 市長申立の事務支援
- 権利擁護支援や成年後見制度に関する広報・啓発
- 運営委員会の設置・開催
- 関係機関等との連絡調整
- 市と協議した権利擁護支援や成年後見制度に関すること
- センター設置に係る体制整備に関すること
- 法人後見事業（市補助事業）

(2) 職員体制

所長（兼務）1名、相談員4名、非常勤職員1名、よりそいサポーター4名

(3) 支援検討委員会（月1回開催）

【構成員】 弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、MSW

【オブザーバー】 名古屋家庭裁判所豊橋支部

〒441-1363

愛知県新城市字東沖野20番地12
社会福祉法人新城市社会福祉協議会
新城市成年後見支援センター

TEL：(0536) 24-9811

FAX：(0536) 23-5046

E-mail：ss@shinshiroshakyo.or.jp

認定 NPO 法人 東三河後見センターの概要

特定非営利活動法人東三河後見センターは、豊川市、新城市などの知的障がい者の福祉サービス関係者と保護者等が、法人後見ができる法人作りをめざして設立しました。愛知県東三河地域（豊橋市、豊川市、新城市、蒲郡市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村（総人口約75万人））を主な活動地域とし、地域・市民と共に考え協働し、生涯その人らしい生活ができるよう支援する「権利擁護のセイフティネット」をめざしています。法人の主な活動は、成年後見制度を必要とする方や市民により身近なものにし、その利用を促進することです。また、専門職・関係機関・行政・市民等とのネットワークを大切に、成年後見制度とその運用を、いっそう使いやすく、より適切な内容に改善するよう行動し、安心・安全な地域社会づくりに貢献し

- ◆団体名：特定非営利活動法人 東三河後見センター
- ◆所在地：〒442-0033 愛知県豊川市豊川町辺通4-4 豊川商工会議所3階
- ◆電話：0533-80-2707 ◆FAX：0533-80-2708 ◆e-mail：higashimikawakouken@gmail.com
- ◆HP：<http://higashimikawakouken.or.jp/index.html> ◆ブログ <http://higashimikawakouken.sblo.jp/>
- ◆設立年月日：平成19年2月22日 ◆事業開始年月日：平成19年4月
- ◆代表理事 工藤 明人 ◆役員：理事8名 監事2名 ◆職員：7名
- ◆市民後見人候補者名簿搭載者：40名（R4年度）

主な事業内容（定款 第5条より）

- 1.成年後見人等の受任（任意後見を含む）
- 2.契約に基づく見守り、代理等の提供
- 3.後見、保佐、補助監督人及び任意後見監督人への就任
- 4.成年後見制度利用等の相談支援
- 5.本人及び親族等の意志に基づく葬送等の執行
- 6.成年後見制度等の普及・啓発
- 7.市民後見人の養成・支援・指導
- 8.成年後見関係機関との連携・協働
- 9.その他法人の趣旨に合致する範囲の付帯事業



直近の主な活動と実績

- 令和2年度 2020年度日本郵便年賀寄付金の助成を受けて「成年後見制度利用促進のために市民参加の法人後見をシステムとして地域に定着させる事業」として「市民後見人養成講座（全10回）」の開催及び『「市民後見人の活動の手引（東三河版）」作成委員会』を設置し、手引きを作成した。
- 令和3年度 新型コロナウイルス感染症予防措置により延期していた市民後見人養成講座の全過程を修了。この講座は、三河地域在住及び就業されている男性5名、女性13名の18名でスタート。そのうちの16名の方に修了証書を交付することができた。
- 令和4年度 新城市、新城市成年後見支援センター、当法人が協働して「令和4年度新城市市民後見人養成事業」を実施中。当法人は、「市民後見人養成講座説明会」、「基礎研修」の課程を主に担当した。

成年後見制度利用者

（令和5年1月12日 現在）

類型	補助	保佐	後見	保佐監督	合計
法人後見受任状況	14名	27名	67名	1名	109名

上記、法人後見受任件数109件の内、53件を当法人が養成した市民後見人の方（24名）が後見事務担当者として活躍しています。

任意後見制度利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名
---------	----	-------	----



📄 ホームページのQRコード 📄

2023年1月30日現在

団体名	特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター			
所在地	〒485-0041 愛知県小牧市小牧五丁目407番地（ふれあいセンター2階）			
代表者名	理事長 前原 宏一			
連絡先	電話番号	0568-74-5888		
	ファックス	0568-74-5855		
	メールアドレス	mail@owarihokubu-kenriyogo.net		
	ホームページ	https://owarihokubu-kenriyogo.net		
構成市町	小牧市（150,684人）、岩倉市（47,574人）、大口町（24,225人）、扶桑町（34,984人）2市2町計257,467人（人口は、2022年4月1日）			
設立年月日	法人登記	2018年3月12日	センター設置	2018年4月1日
予算	2022年度委託料 29,570千円			
職員体制	常勤職員4名（社会福祉士）、非常勤職員1名（事務員）			
キャッチフレーズ	「権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える」 「認知症になっても、障害があっても安心して暮らせるまちづくり」			
事業内容 (2022年度)	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談業務 <ul style="list-style-type: none"> ①電話・オンライン相談、②面談相談、③巡回相談（各市町月1回） 2 利用支援 <ul style="list-style-type: none"> ①申立書類作成支援、②親族後見支援、③専門職支援 3 普及啓発・人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ①講演会、②行政職・福祉職のための成年後見制度研修会 ③住民のための成年後見制度勉強会、④権利擁護支援者養成研修 ⑤意思決定支援研修、⑥尾張北部圏域の障害福祉を考える会 ⑦権利擁護支援応用研修（任意後見制度と死後事務委任契約） 4 受任者調整 5 要援護者の支援 6 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり 7 法人後見業務 			

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 豊田市成年後見支援センター

◆ 豊田市について

豊田市は愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の17.8%を占める広大な面積を持ち、人口約42万人のまちです。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っています。



◆ 事業内容

1. 相談業務

相談支援件数（新規）	189件	（令和4年4月～12月）
------------	------	--------------

2. 利用促進

- (1) 申立支援 実人数：100件（令和4年4月～12月）
- (2) 受任者調整 受任者調整件数：58件（令和4年4月～12月）
- (3) 関係機関等連絡調整
- (4) 市民後見 現在14名の市民後見人が活躍しています。

3. 後見人等支援

- (1) チーム会議の実施 43回（令和4年4月～12月）
- (2) 成年後見人等に対する総合支援

4. 広報・啓発

内容	エンディングノート講座	制度説明	関係機関向け
回数	4回	12回	5回

（令和4年4月～12月）

5. 法人後見

類型	後見	保佐	補助	監督人
受任件数	33件	7件	9件	5件

（令和4年12月末現在）

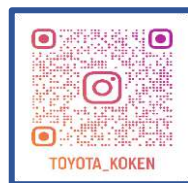
6. 体制整備

- (1) 定例会の開催
- (2) 協議会運営

ホームページを
開設しました！



Instagram も
開設しました！



いいね♡フォローお待ちしております



所在地：〒471-0877 愛知県豊田市錦町1-1-1
TEL：0565-63-5566 FAX：0565-33-2346
Eメール：s-shien@toyota-shakyo.jp
ホームページ：<http://toyota-koken.jp/>



認定NPO法人
権利擁護支援

ぷらっとほーむ

人はだれでも『いつもでも自分らしく生きていきたい』という願いを抱いています。けれど、どんなに頑張っても、自分だけではどうにもならないことが起きることがあります。家族にも親族にも、ご近所の人達にも相談できる人がいない、といって役所でも支援してもらえない。

そんなあなたの悩みや困りごとを受け止めてもらえたら、そして希望がかなえられ、願いが表現できたら、どんなに安心できることでしょう。

私たちは地域に密着して、市民の権利を支えます。

民生児童委員が中心となり、弁護士、社会福祉士、看護師、ケアマネージャーなど多数の専門職が集まり設立したNPO法人です。

『ぷらっとほーむ』とは、“あなたが安心して乗れる電車が、きっと止まってくれる駅”という意味です。

『ぷらっとほーむ』は法人として

成年後見人等、任意後見人を受任しています。

必要に応じて、法律専門職につなげる支援をし、責任を持ってお手伝いします。その他、以下の支援を委任契約に基づいて行っています。

* 身元保証支援・緊急支援

* 生活支援

* 見守り支援

* 金銭管理

* LivingWillの作成、保管

* 終焉支援(死後事務)

認定NPO法人 権利擁護支援・ぷらっとほーむ

★★2021年11月22日より、事務所移転しました★★

(郵便番号、電話番号に変更ありません。住所のみ変更しております)

〒458-0041 名古屋市緑区鳴子町2丁目170番地

TEL 052(899)3220 / FAX 052(899)3221

URL <http://www.kenriyogo.org>



特定非営利活動法人

海部南部権利擁護センター

海部南部権利擁護センターは、行政（弥富市、蟹江町、飛島村）主導により設立されたNPO法人であり、令和3年1月に開所しました。弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村は愛知県西部、三重県との県境に位置します。令和3年度から、成年後見制度利用促進の中核機関として業務を行っています。圏域の人口は約8万5千人。弥富市は大和郡山と並び金魚の一大生産地であり、日本にいる金魚の全品種である約26種類がすべてそろう産地となります。蟹江町は黒川紀章の生誕地でもあり、愛知県内で唯一日本の名湯百選に選ばれた尾張温泉があります。隣接する名古屋市のベッドタウンであり、日本で市町村名に蟹のつくのはこの蟹江町だけです。飛島村は昔ながらの田園風景と名古屋港を中心とした貿易の拠点としての機能が共存している村です。財政健全度が全国の町村の中で1位であることも有名です。



[事業内容]

相談窓口	相談員による相談	電話や窓口での相談受付。必要に応じて訪問による対応。
	巡回相談	3市町村にて毎月1回、サテライト相談所の開設
	弁護士相談（要予約）	月に1回、成年後見制度に詳しい弁護士による相談受付
成年後見制度利用支援	広報・啓発	成年後見制度や権利擁護の住民理解を深めていただくために、講座および研修会・講演会等の開催。地域での集会や様々な機関等からの依頼による出前講座も行います。※毎月1回権利擁護勉強会を開催
	申立て支援	①家庭裁判所に申立てを行う際の必要書類の説明や、申立書類の作成方法や内容確認などの支援。 ②申立て書類の作成を法律専門職に依頼する場合のあっせん。 ③後見人候補者の調整。
	ネットワークの活用	権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるため、また現在後見業務を行っている方をチームで支援するために、地域にある機関や専門職と連携する地域連携ネットワークの活用を図る。
	法人後見	後見人候補者の不在、個人での受任が困難と思われる場合、適正運営委員会（受任調整）の判断による法人後見受任。
障がい者 基幹相談支援	障がい者相談支援事業との連携	・自立支援協議会はじめ、障がいにかかわる各会議に参加。 ・相談支援事業所の後方支援、サービス事業所へのアウトリーチによる情報収集。
	権利擁護・虐待防止の普及・啓発	・成年後見制度の利用支援や権利擁護に関する相談受付。 ・虐待防止や差別解消に関する研修会や勉強会を開催。

[組織運営体制]

運営協議会

行政担当課により委託事業の内容、予算等を協議。

適正運営委員会

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、行政などにより、
①法人受任の可否、適正な法人後見業務の確認
②後見人候補者の調整
③権利擁護センター業務全般、個別の案件に対し、権利擁護の視点より助言

総会・理事会

事業の計画および報告、予算や決算、その他運営等を採決。

[職員体制] ・常勤職員3名、非常勤職員2名

社会福祉法人百千鳥福祉会

SINCE2020



【代表者】 竹田晴幸

社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員、ケアマネジャー
愛知県障害者相談支援地域アドバイザー(13市町村担当)
愛知県若年性認知症社会参加支援モデル事業担当
社会福祉法人百千鳥福祉会・特定非営利活動法人百千鳥理事長
株式会社マゼンタ代表取締役

【団体の沿革】

2012.11 NPO法人として設立

長久手市障がい相談支援とひきこもり等の方が集える居場所づくり(日中一時支援)からスタート以降、日中一時支援、居宅介護、移動支援、生活介護、就労支援(移行・B型)、グループホーム、シェアハウス、農業、飲食事業、福祉有償運送事業

など地域に必要な社会資源を設置(市内7拠点)

2020.8 「社会福祉法人認可」

2023.4 地域活動支援センター準備中



社会福祉・地域福祉をテーマに活動。法人後見に至る。

ケアマネジャー・障害者相談支援のあわせて22年の活動から世代や種別を問わない支援、より良い相談支援

【法人後見活動の経緯】

2022.8

全国権利擁護支援ネットワーク
承認・加盟

2022.12

成年後見受任等事業・登記

2023～

活動開始見込み

【主な事務所】

愛知県長久手市片平一丁目1805番地緑陰小舎B-3

【電話】 0561-56-8672 【FAX】 0561-56-8671

<https://www.momochidori.jp/>

社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会成年後見センター

1 概要

当協議会は、平成16年3月1日佐渡市誕生と同時に発足しました。現在、島内の人口は5万1千人を割り、高齢化率も40%を超えています。

平成23年6月に専門職や関係機関等にアンケート調査を実施したところ、後見人等の需要は増加する一方、受け皿となる専門職の後見人不足が深刻な課題として明らかになりました。

この結果をもとに、専門職等を集めたプロジェクトチームが結成され、法人として後見人等を受任し、さらに新たな後見人等の育成も行う「成年後見センター」の設立を求める報告書を佐渡市に提出しました。この報告がきっかけとなり平成24年4月、当協議会において「成年後見センター」を開設し、平成26年10月には、新潟県内で初めての市民後見人が誕生しました。令和5年1月末までに累計で49名の市民後見人が新潟家庭裁判所佐渡支部から選任されています。今後も弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人とも連携しながら、地域福祉の担い手として市民後見人の養成・活動支援に努めていきます。

令和3年度には中核機関の委託を受けました。今後も中核機関の広報・相談支援等の機能強化及び受任調整・親族後見人の支援など機能の拡大に努めていきます。

2 事業内容

- (1) 成年後見制度の利用等、権利擁護にかかわる相談及び利用支援
- (2) 成年後見制度等の普及、啓発
 - ・成年後見セミナーの開催、出前講座の実施等
- (3) 法人後見の受任 ※令和4年12月31日現在
 - ・受任件数
累計41件（内26件受任中：後見18件・保佐7件、補助1件、15件死亡終了）
- (4) 市民後見推進事業の実施 ※令和4年12月31日現在
 - ・市民後見人養成者数 登録者累計 77名（現在登録者数70名、登録抹消者7名）
 - ・市民後見人活動者数 累計48件（内件受任中：後見20件・保佐8件、補助1件、19件死亡終了）
 - ・市民後見人の活動支援(成年後見センター随時相談、市民後見人フォローアップ研修会、専門職相談会)
- (5) 受任調整会議の実施
 - ・市民後見人に関する受任調整会議の開催
- (6) 法人後見支援事業の実施
 - ・法人後見推進セミナーの実施
- (7) 権利擁護のネットワークづくり
 - ・関係機関連絡会議の開催
- (8) 成年後見センター運営委員会の開催

所在地: 〒952-0206 新潟県佐渡市畑野甲533

連絡先: 電話 0259(81)1155

FAX0259(81)1156

E-mail: kennriyugo@sado-shakyo.com

おおきな
ハートで
佐渡をまもります！



成年後見センター
キャラクター「まもるん」

社会福祉法人上越市社会福祉協議会

1. 上越市概要

上越市は、新潟県の南西部に位置し日本海に面し「この雪の下に高田あり」という言葉で知られる日本有数の豪雪地帯とされています。春は高田城址公園の日本三大夜桜、夏は高田城のお堀に咲き誇るハスの花、秋は黄金色に染まる田んぼなど四季折々の美しい自然を楽しむことができます。



2. 権利擁護への取り組み

(1) 日常生活自立支援事業

新潟県社会福祉協議会からの委託を受け、専門員4名配置しています。

(2) 法人後見事業

①家庭裁判所から受任依頼または日常生活自立支援事業からの移行ケースについて受任し、後見業務をおこないます。

(3) 権利擁護推進事業

①「自分らしく生きるための権利擁護講座」として出前講座（随時）・ミニ講座を市民対象に実施します。

②権利擁護相談を受け付けます。

(4) 地域包括支援センターの運営

市の委託を受け地域包括支援センター1カ所、サテライト2カ所を運営しています。

3. 法人後見事業への取り組み

平成21年～法人後見調査研究プロジェクト設置、翌年法人後見事業準備ワーキングチーム設置（法人後見事業開始に向けて準備）、平成23年～法人後見推進委員会発足（社協内の横断的組織 月2回開催）、法人後見運営委員会発足（有識者による外部委員会 年2回開催）、職員向け内部研修の実施（養成研修）、家庭裁判所への後見人等受任候補者として名簿登載され、受任をスタートしました。

（職員体制） 社協職員で構成する法人後見推進委員会をその実施主体としています。法人後見の受任は、1案件につき2名で対応を原則とし、落ち着いているケースについては副担当として後見補助員（日常生活自立支援事業の生活支援員経験者）が担当します。

（事業内容） ①後見人等の受任 現在31件受任（延49件）

②運営委員会の実施（運営委員7名：弁護士、司法書士、看護大学准教授、社会福祉士、精神保健福祉士、行政、地域包括支援センター）年2回開催

③勉強会の開催



上越市社協マスコットキャラクター
「ぬくりん」

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会

1 魚沼市の紹介

魚沼市は、平成 16 年 11 月 1 日に、堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村が合併して誕生しました。新潟県の南東部に位置し、福島県と群馬県の県境に接しています。総面積は 946.76 km²、新潟県全体 7.5%を占めています。西を魚沼丘陵、東を三国山脈に挟まれた魚沼盆地の北方に位置する魚沼市は、夏は高温多湿、冬は 3mもの積雪がある豪雪地帯です。雪がもたらす清らかな水が育んだ、魚沼産コシヒカリと日本酒のおいしさは全国的にも有名です。

※令和 4 年 1 2 月末日現在

◆ 人口 33,722人 ◆ 世帯数 13,142世帯

2 魚沼市社協における権利擁護支援の取り組み

平成 15 年 地域福祉権利擁護事業（現 日常生活自立支援事業）開始

- ・旧北魚沼郡 6 町村合併前の旧小出町社協が 2 市 8 町 4 村の基幹的社協となる。
- ・基幹的社協の増設に伴い、平成 29 年度から当市のみとなる。

平成 25 年 11 月 「成年後見セミナーin 魚沼」開催

平成 25 年 12 月 「魚沼の成年後見制度利用支援のあり方検討会」開催（全 4 回）

平成 26 年 6 月 「法人後見導入に向けての検討会」開催（全 3 回）

平成 27 年 7 月 新潟家庭裁判所の法人後見候補者名簿に登録

平成 27 年 8 月 「成年後見支援事業」実施

3 法人後見支援事業の内容

- ◆ 法人後見人等の受任（受任件数：後見 11 件、保佐 2 件 ※令和 4 年 1 2 月末日現在）
- ◆ 普及啓発、研修会の開催
- ◆ 相談及び申立手続きの支援

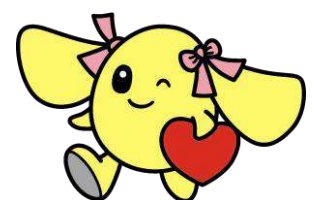
〒946-0011

新潟県魚沼市小出島 1 2 4 0 番地 2（魚沼市小出ボランティアセンター内）

TEL:025-792-8181 FAX:025-792-8812

Eメールアドレス uo-shakyo@uonuma-shakyo.or.jp

ホームページ <http://www.uonuma-shakyo.or.jp/>



魚沼市社協マスコット ふくびい

『アドボネットながの』活動の紹介



【会の目的】

長野県の北信地域を主な活動拠点にした多職種連携による地域の権利擁護ネットワークの構築と充実を目指した団体です。メンバーは、弁護士、司法書士、知的障がい者育成会会員、大学教員、社会福祉士を含む福祉関係者（地域包括支援センター、権利擁護センター、地域生活定着支援センター、生活就労支援センター、社会福祉協議会、介護保険事業所、障がい者関係事業所など）、行政職員等の有志で構成されています。誰もが本来有する権利を侵害されることなく、その意思に基づいて生活が送れるよう支援するため、支援が滞っている事例・好事例を中心とした検討・協議、情報交換、ネットワーク構築を行うとともに、状況によっては対応機関へのアプローチを行い、提言や提案、啓発を目的としたセミナー等を通じて、権利擁護の推進及び地域福祉の増進に寄与することを目的としています。

【活動内容】

○毎月1回、会員同士が集う定期会（学習会、事例検討会）を開催

地域包括支援センターや生活就労支援センター、成年後見支援センターなどの相談機関が対応する事例、施設や事業所等が抱える事例に関し、協議と方針の検討を行い、会員を通じて提案をしています。事例検討を通じ、相談援助者として求められるスキルアップ、ケース対応に求められる知識の拡充を図りつつ、解決に向けた課題を明確にしなが、会員がどのように関わり、提案することにより権利擁護支援が展開できるかを検討しています。

○セミナー等の開催

地域や定例会等で課題としてあげられた内容を市民とともに深めあい、共に学ぶためのセミナーを開催（行政や関係機関・関係団体と連携、共催・共同開催等）

【取り組みを通じて】

県内では、本会の研究成果を基盤にして各地で成年後見支援センターや権利擁護支援センター等が設置されてきました。特に本会の活動拠点である長野市では、平成21年度に県単年度事業の『成年後見制度促進事業』の中で長野市社会福祉協議会が中心となり、相談窓口をモデル的に設置しつつ、センターの正式設置に向けた市関係機関や関係団体・関係者による検討委員会を開催してきました。平成22年度には、市単独事業として継続的に相談窓口を設置し、平成23年度にセンターの正式設置が実現しています。また、平成25年度から法人後見も行っています。センターの設置や運用は行政が責任をもって取り組み、本会会員が運営委員や専門職調整会議のメンバーとして関わりながら、側面的な関わりや支援を行っています。

成年後見制度利用促進法の動きを捉え、中核機関の設置が進み、行政や関係機関で構成する会議等に本会会員が関わるなどの取り組みをしています。また、改正社会福祉法による重層的支援体制整備について、本会としての関わりや啓発等について検討しています。

【県内各地では】

本会の活動を参考に、専門職がつながり合いながら権利擁護の視点を確認する場として、草の根的に各地域で社会福祉士や弁護士、司法書士などをメンバーとするグループが立ち上がり、現在、県下には14か所のセンターが設置されています。今後は、より一層、センター間での連携を進め、より質の高い活動を目指します。

貧困や孤立、虐待などが課題となる中、会員が自ら所属する職能団体や所属機関とのパイプ役となり、行政等の対応機関への提言等を行っています。地域の課題を探り、地域特性に応じた支援体制が構築されるよう引き続き活動しています。

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 成年後見支援センターかけはし

1 概要 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害・精神障害がある方の財産や権利を守るために、松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村の2市5村から委託を受けて、中核機関業務及び法人後見業務を行っています。

2 事業開始 平成23年4月

3 所在地 長野県松本市梓川梓 2288 番地3 松本市役所梓川支所2階

4 事業内容

- (1) 広報・啓発
地域住民や福祉関係者等に対して、制度の理解促進を目的とし、出前講座や勉強会を行っています。
- (2) 相談業務
一次相談機関職員(福祉事務所、地域包括支援センター、障害者総合相談支援センター等)からの二次相談を行っています。
- (3) 市民後見人の養成支援
地域住民が市民後見人等になるための養成研修を行い、市民後見人として選任後も活動を支援しています。
- (4) 受任調整会議
適切な後見人等候補者推薦の仕組みとして、受任調整会議を開催しています。
- (5) 法人後見業務
財産状況や親族状況によっては、法人として成年後見人等を受任しています。
- (6) その他、成年後見制度に関する業務
家庭裁判所との連絡調整、親族後見人の支援等を行っています。

4 職員体制

- (1) 正規職員 5名(うち、社会福祉士 4名)
- (2) 嘱託職員 2名(うち社会福祉士 1名)
- (3) 法人後見支援員 5名



1 設立の経緯

北信ふくしMねっとは、地域の社会福祉士等の専門職や障がい者の家族等市民による「権利擁護」を主題とした地道な任意活動を平成23年から積み重ね、平成27年4月に法人後見という実践的活動を目指して設立に至りました。

2 理念

私たちは、一人ひとりの意思決定を基本とし、人命とその暮らしを尊重する活動をします。

判断力に不安があっても、誰もが人生の主体者として地域で共に暮らすためにあらゆる権利を守る提案と実践に専門性をもって取り組みます。

3 沿革・活動内容

北信圏域（中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村）は、障がい福祉分野における取り組みが盛んです。北信地域障がい福祉自立支援協議会で検討してきた北信圏域権利擁護センター事業が具体化され、平成27年6月より上記6市町村の委託を受け、法人後見実務を受任することになりました。令和3年度からは中核機関として、地域連携協議会など北信地域の権利擁護に関するネットワーク強化への取り組みも開始しています。また、法人独自事業として地域ふれあい拠点づくり事業にも取り組んでいます。

【 北信圏域権利擁護センター事業 】

- (1) 権利擁護や成年後見制度に関する相談支援、市町村長申立支援
- (2) 後見等実践者への支援
- (3) 権利擁護及び成年後見制度の普及・啓発・研修等
- (4) 法人後見の受任及び実務
- (5) 市民後見人・権利擁護サポーター等の養成とその支援
- (6) 行政・関係機関との連携に基づく虐待問題への支援
- (7) 成年後見制度利用促進における中核機関としての事業
- (8) その他事業の運営に関し必要な事業

【 法人後見実績 】

平成27年6月1日～令和5年1月末現在

37件受任（うち9件終了）

現在 28件受任

（後見：21件 保佐：5件 補助2件）



名称：特定非営利活動法人北信ふくしMねっと 「北信圏域権利擁護センター」

所在地：〒383-0022 長野県中野市中央一丁目4-19 長野県中野庁舎3階

TEL：0269-26-2266

FAX：0268-38-1007

E-mail：info@fukushi-mnet.org

URL：<http://fukushi-mnet.org>

特定非営利活動法人 福井県手をつなぐ育成会

「育成会 成年後見センター」

1、所在地 〒910-0026 福井県福井市光陽2丁目3-22
福井県社会福祉センター4F

2、設立経緯 (特非)福井県手をつなぐ育成会は、知的や発達に障がいのある人の親が「障があっても、その人らしく社会の中で安全に暮らすこと」を目指し活動を重ねてきた会ですが、平成26年度より、障がいのある人に寄り添った「成年後見の実施」を目指し、障がいのある人の家族の意向調査や、本会が目的とする障がい者本人を理解した成年後見支援を可能とする為、公募により当会の支援員養成講座の受講を経た方々を確保する等を準備し、平成30年5月より開所し、実施しています。未だ未熟ではありますが、被後見人とは親の会ならではの良好な関係を築けており、生涯の安心安全の見守りを確信しています。

3、組織体制 (特非)福井県手をつなぐ育成会 会員 500名
理事会 理事(13名) 監事(2名)

■「育成会 成年後見センター」

センター長 1名(育成会理事)

運営委員 弁護士 1名

司法書士 1名

社会福祉士 1名

税理士 1名

学識経験者 1名

福井県(オブザーバー出席)

後見センター経理担当(税理士)

成年後見専門員 1名(常勤)

後見支援員 (登録支援員29名)

【内容】

- ・後見センターに寄せられる相談や問い合わせは、後見専門員や、センター長が対応します。
- ・案件の調査をし、運営委員会において協議決定し、受任申請。
- ・受任案件には、支援員2名を担当とし、定期訪問支援は月2回、必要があればセンター長の判断で回数を増やします。

4、後見実態 補助類型 1件(平成30年11月～)
5件(令和4年10月末 家裁報告 報酬確定済)



認定特定非営利活動法人 あさがお

滋賀県141万人
大津市 34万人

Assistance of Self-determination And Guardianship by Advocacy Otsu



滋賀県大津市を中心に
高齢者、障がい者の権
利擁護支援活動を行っ
ています。

設立は2005年2月1日
で、今年で丸17年とな
りました。これまでの滋
賀県高齢者権利擁護支
援センターに加え、2016
年から大津市権利擁護
サポートセンター、大津
市障害者虐待防止セン
ターを運営しています。

支援が必要な人の「自
立」と「尊厳」の保持、
「虐待防止」のため権利
擁護支援を行い、地域
の権利擁護支援のしくみ
づくりを目指していま
す。



特徴

- ・多様な会員（市民、福祉職、医療職、司法職、行政職）により活動が支えられています。
- ・役員・職員は様々な専門職（弁護士、司法書士、大学教授、医師、税理士、社会福祉士、精神保健福祉士等）で構成され、複雑な事案にも対応しています。
- ・3か所の活動拠点を中心に権利擁護支援活動を行っています。
- ・顧問弁護士・司法書士から個別事案について助言を得ています。
- ・研修を修了した市民が、法人後見の担当者（後見活動員）として活動しています。

本 部

- ・法人事務
- ・法人後見事業 現在127
件担当

大津市 権利擁護サポートセンター

- ・権利擁護、成年後見に関す
る相談、普及啓発
- ・高齢者虐待対応へのスーパ
ーバイズ
- ・おおつネット懇事務局

滋賀県 高齢者権利擁護支援センター

- ・県内市町からの権利擁護・虐
待に関する相談
- ・虐待対応の研修会・セミナー
の開催、講師派遣
- ・ネット懇しが事務局

大津市 障害者虐待防止センター

- ・障害者虐待の通報受理、虐待
対応
- ・虐待防止に関する普及啓発

あさがお公式キャラクター
ががお



認定特定非営利活動法人あさがお（法人本部）

〒520-0047 滋賀県大津市浜大津3-2-4 TEL：077-522-0799 FAX：077-522-0845

E-mail：asagao.npo@image.ocn.ne.jp

H P：npo-asagao.com

特定非営利活動法人



(通称なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク)

1 Nネットの紹介

- ◆ **名称** 特定非営利活動法人Nネット（通称なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク）
- ◆ **設立** 平成14年任意団体設立、平成15年法人化。
- ◆ **理事長** 北條正崇（弁護士）設立当初より理事長として活躍現在に至る。
- ◆ **会員** 会員131名
(内訳：弁護士9名・司法書士3名・医師2名・社会福祉士25名、他有資格者一般市民等45名（精神保健福祉士・行政書士・保健師・看護師・理学療法士・その他）)
- ◆ **設立の経緯** 平成13年、奈良県で日弁連の人権擁護大会が開催され、それを契機に法律・福祉の専門職及び権利擁護に理解ある市民が集まり設立。
- ◆ **事業の内容** 高齢者・障害者の権利擁護を主軸に、専門職による相談活動・後見制度の活用・オンブズマン活動・福祉施設の第三者評価事業のほか講師活動・法人後見設立支援活動等。

2 法人後見に関する履歴

- ◆ **平成17年** 10月：法人後見検討会を立ち上げ、情報の収集およびニーズ調査。
- ◆ **平成18年** 5月：法人後見規定集・法人後見実施要項（案）を作成。
9月：家庭裁判所を始め関係機関に出向き、法人が後見等の引き受けについて、趣旨説明に回る。同年12月法人後見第1号受任、現在延べ335件受任
- ◆ **平成19年** 9月：東京大学総括プロジェクトと共催で市民後見人候補者講座基礎開講
平成20年も同プロジェクト共催で開講。
- ◆ **平成20年** 9月：奈良県協働事業「市民後見人養成講座」プロポーザルで採択開講。
- ◆ **平成21年** 4月：上記採択後準備に入り広報活動解禁
8月：基礎研修開講、22年1月～アドバンス研修開講。
- ◆ **平成27年** 8月：奈良市社協の市民後見人養成事業に参画。修了生の約半数をNネットで活動。以後毎年市民後見人養成人材の輩出を図る。

3 法人後見の現況

- ◆ **受任実績**：令和4年12月末現333件（認知症40%障害者55%その他5%）
- ◆ **活動体制**：原則担当員と支援員の2人体制
：支援計画書の提出・活動報告書提出、それらを基に支援会議。
：常時相談・アドバイスできる体制等バックアップ体制の充実
：毎月1回、後見委員会（情報交換意見交換）・企画調整会議を開催（受任の可否、担当員・支援員の調整、問題案件についての検討決定等）

- 4 **その他の活動**：家裁との連絡会、関連団体と法人後見連絡会等定期的に開催参加。